

障がいのある人の高齢期の暮らしについて

～65歳問題（65歳の壁）を考える～

講師 直鞍地区障がい者基幹相談支援センター「かのん」

センター長 丹下 優子 氏

障害のある人が65歳（特定疾病は40歳以上）になると、それまで利用していた障害者総合支援法の障害福祉サービスなどから介護保険のサービスが優先するようになり、負担増や利用できるサービスの量（時間数等）や質（内容の制限・利用時間が細切れになるなど）が変わり、全国的に高齢の障がい者の生活に大きく影響していました。

そのため厚生労働省から平成19年3月に「一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断」する旨の通知（※1）が出されました。さらに平成27年2月の事務連絡（※2）においても「介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい」と改めて市町村に呼びかけています。

直方市においては、新たに対象者は介護保険サービスの利用者負担を軽減する「高額障害福祉サービス給付費」が令和2年に施行されました。



それでは直方市の高齢の障がい者の現状はどうでしょうか？つきましては日々、障がいに関する様々な相談に親身に対応されている「かのん」の丹下センター長を講師にお迎えして、介護保険サービスと障害者総合支援法によるサービスの併用も含め、事例を交えて具体的にご講演していただきます。質問やご意見の時間も十分に取っております。

どなたでもご参加いただけます。（参加費無料・事前申し込み不要です）皆様と一緒に学習していけたらと思います。なお、記念講演は総会後に行います。

※コロナ感染状況により会場が閉館した場合は、中止させていただきます。

※1 「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年3月28日通知）」
（障企発第328002号）

（2）介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

② 介護保険サービス優先の捉え方

「障害者が同様のサービスを希望する場合でも、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であるから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。」

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。」

※2 「高齢の障害者に対する支援の在り方について（平成27年2月18日厚労省事務連絡）」

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について
（2）具体的な運用について より

6月12日（日） 11時～12時30分
直方市中央公民館3階第3学習室

〈主 催〉障がい者問題を考える直方市連絡会議

〈問い合わせ先〉直方市社会福祉協議会 TEL:0949-23-2551



「社会保障審議会障害者部会 第68回（平成27年7月24日）」
高齢の障害者に対する支援の在り方について（資料1－1）

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係（4ページ）

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。



一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断

（２）介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

② 介護保険サービス優先の捉え方

「障害者が同様のサービスを希望する場合でも、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であるから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。」

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。」

※1 「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年3月28日通知）」（障企発第328002号）

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみにによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみにによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

※2 「高齢の障害者に対する支援の在り方について（平成27年2月18日厚労省事務連絡）」

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

（1）障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

（2）具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することもあると考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。